

「中能登町競争入札心得」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(入札等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 入札書は、別記書式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札箱に投入しなければならない。記載事項(金額を除く。)について訂正したときは、当該訂正箇所^に訂正印を押さなければならない。</p> <p><u>なお、入札金額の内訳を記載した書類(以下「見積内訳書」という。)の添付を求められた場合は、必ず入札書に添付するものとする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>(無効の入札書)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 見積内訳書の添付がない又は内容に記載がない見積内訳書を添付した入札書</u></p> <p><u>(14) その他入札に関する条件に違反した入札書</u></p> <p>第7条～第15条 (略)</p> <p>(随意契約の場合の準用)</p> <p>第16条 第4条から第9条本文まで、第10条、第12条、第14条及び第15条の規定は、<u>入札保証金及び見積内訳書に関する規定を除き</u>、随意契約の場合について準用する。この場合において「入札」を「見積」に、「開札」を「見積合わせ」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(入札等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 入札書は、別記書式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札箱に投入しなければならない。記載事項(金額を除く。)について訂正したときは、当該訂正箇所^に訂正印を押さなければならない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(無効の入札書)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(13) その他入札に関する条件に違反した入札書</u></p> <p>第7条～第15条 (略)</p> <p>(随意契約の場合の準用)</p> <p>第16条 第4条から第9条本文まで、第10条、第12条、第14条及び第15条の規定は、随意契約の場合について準用する。この場合において「入札」を「見積」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。</p>